Ⅳ　生徒支援

１６　生徒指導

（生徒指導の基本方針）

本校生徒には、誠実･自主･自立の校訓のもと、基本的生活習慣を確立させ、学習意欲や進路意識、社会的規範意識の高揚を図り、自己の存在感や有用感とともに、自らの行動に責任を持たせ､主体的に判断し行動できる態度の育成を図るものとする。

（生活心得）

（１）基本的生活態度

①　自分の言葉・行動には責任をもつ。
②　他人に迷惑や嫌な感じを与えないよう心がける。
③　お互いを尊重し、乱暴な行為や不快感を与えるような言動は慎む。
④　いかなる事情や理由があっても、決して暴力は振るわない。
⑤　校内外を問わず、先生や友人との間に、礼儀を欠かすことがないようにする。
⑥　言葉は時と場合に応じて、正しく使い分けられるよう心がける。
⑦　集団の中でも自分の考えをもち、主体性をもって行動する。
⑧　男女交際は、お互いの立場を理解し、高校生としてふさわしい交際を考える。
⑨　プレゼント交換は、常識を超えない。
⑩　情報モラルを厳守し、自分や他人の個人情報を安易に掲載しないことはもちろん、他人への誹謗中傷や不適切なサイトへのアクセスはしない。
⑪　交通ルールは法律を遵守し、安全に気をつける。

（２）校内生活

①　欠席・遅刻等の場合は、保護者から学校へネット（8:00までに送信）または電話（7:40～8:00）で連絡すること。遅刻して登校した際は、教頭に届け出をし、確認を受けてから教室に入室する。
②　登校後は放課まで校外に出てはならない。校外に出る必要がある場合は、担任の許可を得ること。早退も同様であるが、帰宅したら学校へ到着連絡をすること。
③　ケガや事故にあったり、忘れ物をしたりして通常の身なりでないときは、異装届を出すこと。
④　スリッパで屋外に出る場合は非常通報のあった場合を除き、舗装地面に限る。
⑤　校内でポスターなどを掲示したり、印刷物を配布したり、集会を開いたりする時には、生徒支援部に届け出をすること。
⑥　学校の施設や設備は大切に取り扱い、万一破損させた場合は、すぐに担当教員に届け出て、所定の手続きをとること。
⑦　移動の際には５分前行動を心がけ、速やかに移動を終了する。
⑧　授業はチャイムまでに着席し、チャイムと同時に授業が開始できるように準備する。
⑨　予習復習に努め、授業規律を守り、毎日の授業に精一杯取り組む。
⑩　職員室や各準備室への出入りは、社会的マナーや作法、言葉遣いを心がける。
⑪　スマートフォン等は朝読書から帰りのSHRまで使用を禁止する。なお、歩きながら使用することはいかなる場合も禁止する。ただし、授業等で認められた場合は除く。
⑫　最終下校時刻は18時30分とする。
⑬　校内における選挙運動は禁止する。ただし、校外での活動は 18 歳以上であれば可能である。

連絡・届	方 法	留 意 事 項
①欠席遅刻連絡	保護者→学校	保護者のネットまたは電話連絡（教員の当番が電話を受ける）。
②遅刻届	本人→担任	登校時に遅刻届を記入し、教頭の確認を受け、入室する。
③早退･外出	本人→担任→保護者→担任	早退・外出届により、担任の許可を得る。家に着いたら、学校に連絡する
④異装	保護者→担任→生徒支援部	ケガ・事故・忘れ物等で異装(履物を含む)の必要がある場合。
⑤破損	本人→担任･部顧問→生徒支援部→事務部	器物を破損した場合、直ちに届け出る。自己弁済もある。
⑥掲示配布集会	本人→生徒支援部	ポスター等の掲示や印刷物の配布、校内で集会をする場合。
⑦紛失・拾得	本人→担任･生徒支援部	直ちに届け出る。

（３）校外生活

① 事件・事故あるいは不審者に遭遇した時は、身の安全を確保の上、迷わず緊急通報（110番・119番）をし、自己または保護者を通して学校へ届け出ること。

② アルバイトを行う場合は、所定の手続きをとり許可を得ること。アルバイトは、土･日･祝日等の休業日および長期休暇中とする。ただし、１年次生は夏季休業前までは原則認めない。

③ 入学試験や旅行等で公共交通機関を長距離利用する場合は、学割申請をすることができる。

④ 在学中の免許取得は、「四ない運動」の観点から認められない。また、原付きバイクの利用も原則として認められない。ただし、公共交通機関のない特定地域で、通学に著しく困難が生じる場合は、特別に許可することがある。

⑤ 自転車通学を希望する者は生徒支援部に申請し、許可を得た後に学校の鑑札シールを自転車に貼ること。自転車を替えたときは再交付を受けること。

種 類	方 法	留 意 事 項
①アルバイト	保護者・本人→担任→生徒支援部	保護者の責任において届け出る。
②学割申請	保護者・本人→担任→生徒支援部→事務部	保護者の責任において届け出る。
③原付バイク	保護者→担任→生徒支援部	公共交通機関のない特定地域で許可する場合がある。

（服装・身だしなみ）

（１）共通制服（①②③はＡタイプ、Ｂタイプで仕立てが異なる）

① 上着は、グレーの指定のブレザー

② 冬のシャツは、チェックの指定の標準型Ｙシャツ

③ 夏のシャツまたはポロシャツは、胸にマークのある指定のもの

④ ベストは、白色で衿にラインの入った指定のもの

⑤ セーターは、紺色で胸にマークのある指定のもの

⑥ 冬季は、華美でないコートの着用を可とする

（２）制服Ａタイプ

① スラックスは、チェック・ダークグレーの指定のもの

② ネクタイは、エンジのストライプの指定のもの

（３）制服Ｂタイプ

① スカートは、チェック・ダークグレーの指定のもの

② スラックスは、チェック・ダークグレーの指定のもの

③ リボンは、エンジのストライプの指定のもの

（４）身だしなみ

進学・就職における面接試験に対応できる身だしなみを基本とする。規定に反する場合は、指導を受け改善する。

① 常に所定の制服を着用し、いかなる加工も加えてはならない。

② 頭髪は、色、形状ともに生来的なものとし、特別な事由のある場合を除いては、いかなる変更加工も加えてはならない。

（規定の改正又は廃止の手続き）

（１）生徒会執行部は、生徒の意見を集約し、議会を招集して校則の改正又は廃止の承認を得た後、校長に対しそれを要求することができる。

（２）校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、または校則の見直しが必要になったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校職員の協議・承認を経て、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。

（３）校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。

（４）前項の決定については、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

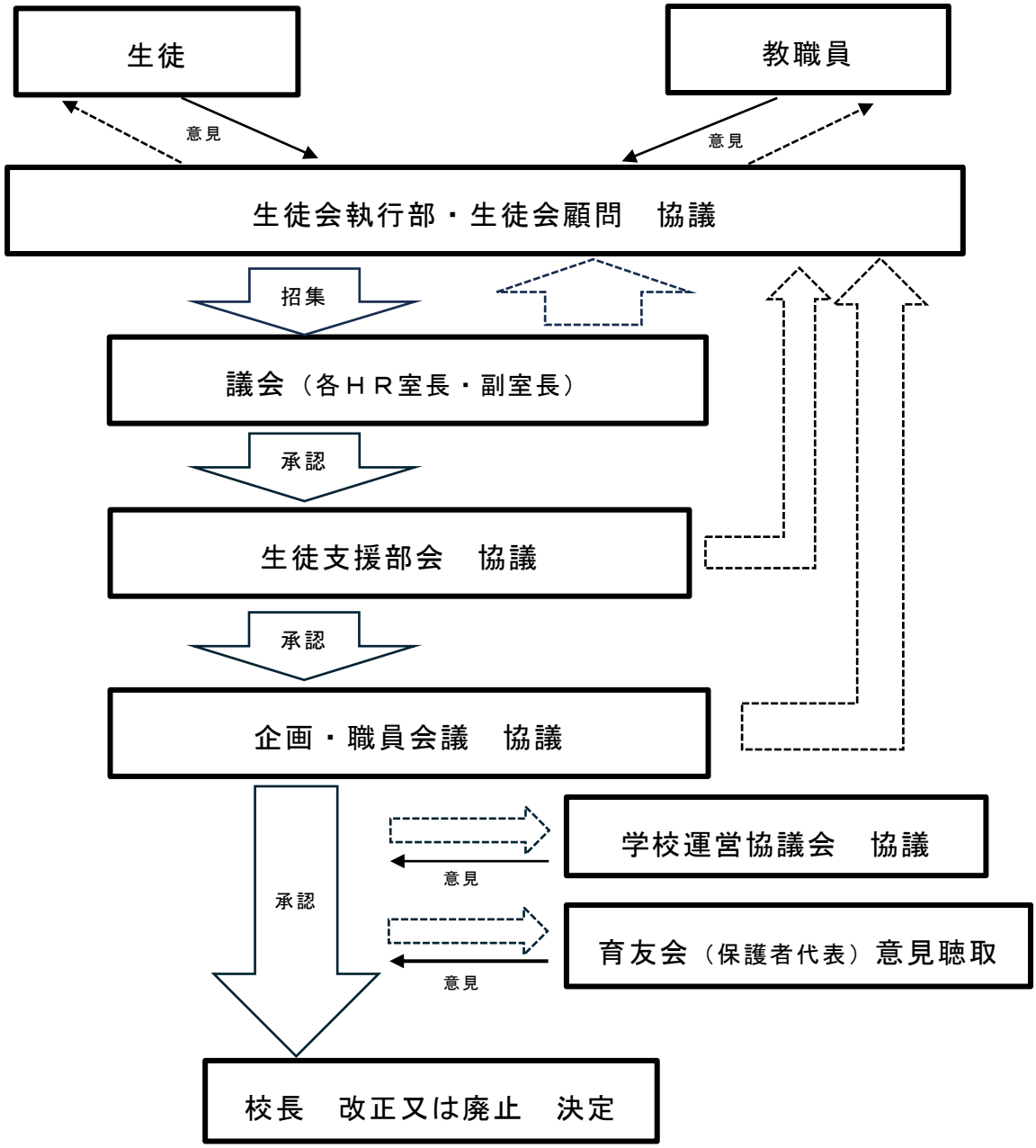

※議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に要説明